

○市長の権限に属する事務の委任規則

平成 15 年 4 月 21 日規則第 8 号

市長の権限に属する事務の委任規則（抄）

（目的）

第 1 条 この規則は、市長の権限に属する事務の一部を委任することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- （1） 委任事務 法令、条例又はこの規則により委任された事務をいう。
- （2） 受任者 法令、条例又はこの規則により事務の委任を受けた職員及び行政委員会等の執行機関をいう。

（委任権限の制限）

第 3 条 受任者は、委任事務の処理にあたって、当該事案が重要又は異例と認められるものについては、あらかじめ市長と協議しなければならない。

第 4 条～第 6 条 （略）

（周南市農業委員会に対する事務委任）

第 7 条 次の各号に掲げる事務を、地方自治法第 180 条の 2 の規定に基づき、周南市農業委員会に委任する。

- （1） 農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの
 - ア 法第 4 条第 1 項の規定による許可に関すること（4ヘクタールを超える農地に係るものを除く。）。
 - イ 法第 4 条第 7 項の規定による条件の付加に関すること（アの事務に係るものに限る。）。
 - ウ 法第 4 条第 8 項の規定による協議に関すること（アの事務に係るものに限る。）。
 - エ 法第 5 条第 1 項の規定による許可に関すること（4ヘクタールを超える農地に係るものを除く。）。
 - オ 法第 5 条第 3 項において準用する法第 3 条第 5 項の規定による条件の付加に関すること（エの事務に係るものに限る。）。

- カ 法第 5 条第 4 項の規定による協議に関する事（エの事務に係るものに限る。）。
- キ 法第 18 条第 1 項の規定による許可に関する事。
- ク 法第 18 条第 3 項の規定による意見の聴取に関する事。
- ケ 法第 18 条第 4 項の規定による条件の付加に関する事。
- コ 法第 49 条第 1 項の規定による立入検査、測量又は除去若しくは移転に関する事（ア、エ及びキの事務に係るものに限る。）。
- サ 法第 49 条第 3 項の規定による通知又は公示に関する事（ア、エ及びキの事務に係るものに限る。）。
- シ 法第 49 条第 5 項の規定による損失の補償に関する事（ア、エ及びキの事務に係るものに限る。）。
- ス 法第 50 条の規定による報告の聴取に関する事（ア、エ及びキの事務に係るものに限る。）。
- セ 法第 51 条第 1 項の規定による許可の取消し、条件の変更若しくは付加又は命令に関する事（ア及びエの事務に係るものに限る。）。
- ソ 法第 51 条第 3 項の規定による公表に関する事（ア及びエの事務に係るものに限る。）。
- タ 法第 51 条第 4 項の規定による公告及び措置に関する事（ア及びエの事務に係るものに限る。）。
- チ 法第 51 条第 5 項の規定による費用の徴収に関する事（ア及びエの事務に係るものに限る。）。
- ツ アからチまでに掲げるもののほか、法の施行に関する事務であつて山口県の事務処理の特例に関する条例施行規則（平成 12 年山口県規則第 27 号）で定められたものに関する事。
- (2) 独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）第 10 条第 1 項の規定により独立行政法人農業者年金基金から委託された業務に関する事。
- (周南市上下水道事業管理者に対する事務委任)

第 8 条 (略)

附 則

この規則は、平成 15 年 4 月 21 日から施行する。

(略)

附 則（令和2年10月26日規則第57号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の市長の権限に属する事務の委任規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(略)

附 則（令和8年3月16日規則第19号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。